

2026年3月23日

## エコマーク商品類型No.103「衣服Version3.9」、No.104「家庭用繊維製品Version3.9」、No.143「靴・履物Version1.11」認定基準の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 改定の経緯、概要

2026年2月に閣議決定されたグリーン購入法の基本方針の改定では、「制服・作業服等」について、バイオマス合成繊維の配合率(およびバイオベース合成ポリマー含有率)の変更、「防寒衣料」に係るリサイクル繊維の配合率の変更等が行われたため、エコマーク認定基準においても改定を行う。なお、バイオマス由来特性を割り当てた合成繊維の基準の追加(変更箇所等)については、別資料にて記載する。

### 2. 対象となる商品類型

No.103「衣服Version3.9」

No.104「家庭用繊維製品Version3.9」 ※誤植の修正のみ

No.143「靴・履物Version1.11」

### 3. 改定日:2026年4月1日

### 4. 改定箇所(追加:下線部、削除:見え消し) <改定箇所のみ抜粋>

#### エコマーク商品類型 No.103「衣服 Version3.9」

##### 4-1-1.主環境要件に関する基準と証明方法

申込製品は、以下の(1)～(5)の基準項目のいずれか1つの項目を選択し、適合すること。

- (1)製品全体の総質量(ボタン、ファスナ、ホック、縫糸などの小付属を除く繊維部分質量。以下、繊維部分質量とする)に占める未利用繊維、リサイクル繊維の質量割合が表 1 の基準配合率を満たすこと。ただし、表 2 に該当する製品は、表 2 の基準配合率を満たすこと。なお、エコマーク認定の小付属またはプラスチック部品などの樹脂材料を使用する場合には、その再生材料分を質量割合の計算に計上してもよい。

表 1 繊維毎の製品全体の総質量に対する基準配合率

繊維の種類	基準配合率		
未利用繊維	10%以上		未利用原料が10%以上となること。
リサイクル繊維	反毛繊維	10%以上	樹脂量として再生ポリマーが50%以上となること。
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上	

繊維の種類	基準配合率		
		25%以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生ポリマーが25%以上。
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上	モノマー量として再生モノマーが50%以上となること。
		25%以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生モノマーが25%以上。
	その他のリサイクル繊維	50%以上	

表2 個別製品ごとの基準配合率

該当製品	基準配合率
<u>ダウンジャケット</u> <u>防寒衣料</u>	製品全体の総質量(繊維部分質量)に占める未利用繊維、リサイクル繊維の質量割合が表1の基準配合率を満たすこと。 <del>または、表生地</del> の総質量(繊維部分質量)に占める未利用繊維、リサイクル繊維の質量割合が表1の基準配合率に1.2を乗じた配合率を満たすこと。 またはただし、ダウンジャケットについては上記に代えて、使用済の衣類、ふとんなどの詰物(羽毛)を適正に洗浄、殺菌などの処理を行い、再使用した羽毛が詰物に100%使用されていることでもよい。
作業用手袋	製品全体の総質量(繊維部分質量であって、すべり止め塗布加工部分を除く)に占める未利用繊維、反毛繊維の質量割合が70%以上であり、かつ未利用繊維の質量割合またはポストコンシューマ素材の質量割合が50%以上であること。または、ポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維の質量割合が50%以上であること。

(証明方法略)

(2)次のA.またはB.に適合すること。

#### A. バイオマス合成繊維

製品全体の総質量(繊維部分質量)における、バイオベース合成ポリマー含有率が~~12~~**14**%以上であること。かつ、製品全体の総質量(繊維部分質量)に占めるバイオマス合成繊維の質量割合が~~30~~**25**%以上であること。ただし、作業用手袋防寒衣料については、表3を満たすこと。なお、小付属またはプラスチック部品などの樹脂材料にバイオマスプラスチックを使用する場合には、そのバイオマスプラスチック(原料樹脂)分をバイオマス合成繊維として、バイオベース合成ポリマー含有率およびバイオマス合成繊維の質量割合の計算に計上してもよい。

バイオマス合成繊維およびバイオマスプラスチック(原料樹脂)は、以下①および②の要件を満たすこと。

- ①原料として使用するバイオマスの持続可能性については、別表1(a)「バイオマスプラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト」に適合するとともに、サプライチェーンを把握していること。ただし、バイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証(プラスチック等の持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けている場合には、その結果を別表1(a)の提出に代えることができる。
- ②バイオマスプラスチック(原料樹脂)については、製品ライフサイクル全体の温室効果ガスの排出量(CO<sub>2</sub>換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。

表 3 個別製品における要件

製品	バイオベース合成ポリマー含有率および質量割合
作業用手袋 防寒衣料	製品全体の総質量(繊維部分質量)におけるバイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であり、かつバイオマス合成繊維の質量割合が 25%以上であること。 または、表生地(繊維部分質量)におけるバイオベース合成ポリマー含有率が 12%以上であり、かつバイオマス合成繊維の質量割合が 30%以上であること。

#### B. バイオマス割当合成繊維

製品全体の総質量(繊維部分質量)におけるバイオマス由来特性の割当率は3025%以上であること。ただし、作業用手袋防寒衣料については、表 4 を満たすこと。バイオマス割当プラスチック(原料樹脂)は、以下①および②の要件を満たすこと。

- ①原料として使用するバイオマスの持続可能性については、別表 1(a)に適合するとともに、サプライチェーンを把握していること。ただし、バイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証(プラスチック等の持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けている場合には、その結果を別表 1(a)の提出に代えることができる。
- ②バイオマス割当プラスチック(原料樹脂)については、製品ライフサイクル全体の温室効果ガスの排出量(CO<sub>2</sub> 換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。

表 4 個別製品における要件

製品	バイオマス由来特性の割当率
作業用手袋	製品全体の総質量(繊維部分質量)におけるバイオマス由来特性の割当率が 25%以上であること。

(証明方法略)

## エコマーク商品類型 No.104「家庭用繊維製品Version3.9」

### 4-1-1.主環境要件に関する基準と証明方法

(2) 次の A.または B.に適合すること。

#### A.バイオマス合成繊維

製品全体の総質量(繊維部分質量)における、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。かつ、製品全体の総質量(繊維部分質量)に占めるバイオマス合成繊維の質量割合が25%以上であること。ただし、**防寒衣料および**ニードルパンチカーペットについては、表3を満たすこと。なお、小付属またはプラスチック部品などの樹脂材料にバイオマスプラスチックを使用する場合には、そのバイオマスプラスチック(原料樹脂)分をバイオマス合成繊維として、バイオベース合成ポリマー含有率およびバイオマス合成繊維の質量割合の計算に計上してもよい。

- ①原料として使用するバイオマスの持続可能性については、**別表1(a)**「バイオマスプラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト」に適合するとともに、サプライチェーンを把握していること。ただし、バイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証(プラスチック等の持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けている場合には、その結果を**別表1(a)**の提出に代えることができる。
- ②バイオマスプラスチック(原料樹脂)については、製品ライフサイクル全体の温室効果ガスの排出量(CO<sub>2</sub>換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。

表3 個別製品における要件

製品	バイオベース合成ポリマー含有率および質量割合
ニードルパンチカーペット	製品全体の繊維部分質量に樹脂部分並びに無機質などを加えた総質量におけるバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であり、かつバイオマス合成繊維の質量割合が25%以上であること。

(証明方法略)

エコマーク商品類型 No.143「靴・履物Version1.11」

・分類 A.革靴

「4-1-1.主環境要件に関する基準と証明方法」に係る別表 2

別表 2

材料区分	材料名	当該部材(部品)における基準配合率(質量%)
繊維	未利用繊維、反毛繊維	10%以上
	ポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維	40%以上 繊維由来リサイクル繊維は25%以上
	無漂白綿、酸素系漂白綿(過酸化水素、オゾンなど) かつ、蛍光増白剤の使用がない (別表3-1も満たすこと)	70%以上
	オーガニックコットン オーガニックコットン(転換期) (注1参照)	30%以上
	バイオマス合成繊維	<del>30</del> 25%以上 かつ、バイオベース合成ポリマー含有率 <del>12</del> 10%以上
	バイオマス割当合成繊維	<del>30</del> 30%以上(※割当率)
プラスチック	再生プラスチック	20%以上
	バイオマスプラスチック	バイオベース合成ポリマー含有率25%以上
	バイオマス割当プラスチック	25%以上(※割当率)
ゴム	再生ゴム	20%以上
木材	間伐材、廃木材、低位利用木材、廃植物繊維	100%

・分類 B.ゴム製・プラスチック製・繊維製靴、および分類 C.その他の履物(和風履物、スリッパ、サンダル等)

4-1-1.主環境要件に関する基準と証明方法

(2)甲部または底部の主要材料が、以下の a または b の要件に適合していること。

- a.耐屈曲性、耐摩耗性、引張強さ、引裂強さ、あるいは伸びなどの強度に関連するいずれかの項目について優れている。
- b.表 1 のいずれかの材料を使用し、基準配合率を満たしている。

表 1 甲部または底部の主要材料区分の総質量における基準配合率

材料区分	材料名	基準配合率(質量%)
繊維	未利用繊維、反毛繊維	10%以上
	ポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維	40%以上 繊維由来リサイクル繊維は25%以上
	無漂白綿、酸素系漂白綿(過酸化水素、オゾンなど) かつ、蛍光増白剤の使用がない (表2-1も満たすこと)	70%以上
	オーガニックコットン、 オーガニックコットン(転換期)(注1参照)	30%以上

材料区分	材料名	基準配合率(質量%)
	バイオマス合成繊維	<del>30</del> 25%以上 かつ、バイオベース合成ポリマー含有率 <del>12</del> 10%以上
	バイオマス割当合成繊維	30%以上(※割当率)
プラスチック	再生プラスチック	20%以上
	バイオマスプラスチック	バイオベース合成ポリマー含有率 25%以上
	バイオマス割当プラスチック	25%以上(※割当率)
ゴム	再生ゴム	20%以上
木材	間伐材、廃木材、低位利用木材、廃植物繊維	100%

以上